

東京地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 法人税更正処分取消等請求事件  
国側当事者・国(日立税務署長)  
平成20年1月16日棄却・控訴

### 判 示 事 項

- (1) 訴えの追加的変更がされた場合の出訴期間(行政事件訴訟法14条)の判断基準
- (2) 裁決のあったことを知った日から6ヶ月以上経過した後に更正処分の取消しを求める訴えの追加的変更により追加された過少申告加算税賦課決定処分の取消しを求める訴えは、出訴期間を徒過しており不適法であるとの課税庁の主張が、原告会社は更正処分の取消し訴訟については、出訴期間内に提起しているところ、そもそも、過少申告加算税は、附帯税の一つであり、更正処分を基礎として行われるものに他ならず、そして、原告会社が過少申告加算税賦課決定処分を違法とする理由は、更正処分を違法とする理由と全く同一の内容であって、このような両者の関係にかんがみれば、更正処分の取消しの訴えは、単に各更正処分に対する不服の表明にとどまるものではなく、これらの処分に基づく附帯税として課された過少申告加算税賦課決定処分に対する不服の表明としての性格も合わせ有するものというべきであるから、過少申告加算税賦課決定処分の取消しを求める訴えは、出訴期間の関係においては、更正処分の取消しを求める訴えの提起の時に提起されたものと同視することが相当であり、出訴期間の遵守において欠けるところがないと解すべきであるとして排斥された事例
- (3) 法人税法(平成18年法律第10号による改正前のもの。)36条(過大な役員退職給与の損金不算入)が定める役員退職給与の損金算入に、損金経理が要件とされている趣旨
- (4) 法人税法36条により役員に対する退職給与を損金の額に算入するための要件
- (5) 退職慰労金が原告会社の社員総会において承認され、費用として確定したのは平成13年3月期であると認められるところ、原告会社は平成13年3月期の確定した決算において退職慰労金を費用又は損失として経理していないから、法人税法36条、2条25号により退職慰労金を損金と認めることはできず、また、原告会社は、平成12年3月の確定申告において退職慰労金を未払金として計上しているが、退職慰労金が確定した平成13年3月期において退職慰労金を損金の額に算入して確定申告をしていないから、法人税基本通達9-2-20によっても損金経理をしたとの取り扱いをすることはできないとされた事例
- (6) 平成12年3月期の確定申告において、退職慰労金の全額を損金経理により未払金として計上していた以上、当該退職慰労金について、平成13年3月期において新たに損金経理を要求する合理的な理由はなく、当然に、同事業年度において損金に算入されるべきであるとの原告会社の主張が、そもそも、退職慰労金は平成12年3月の確定申告の段階においては社員総会による承認も経ていない未確定のものであったから、そのようなものを法人税法36条による損金算入の対象と認めることはできず、原告会社が平成13年3月期において本件退職慰労金について損金算入の取り扱いを受けるためには、法人税基本通達9-2-20が求める手続きを履践する必要があるというべきであり、そして、法人税基本通達9-2-20は、法人税法36条の趣旨を踏まえ、退職給与の額が具体的に確定する日の属する事業年度前の事業年度において未払金として計上したという事実にとどまらず、その後、その退職給与の額が確定した日の属する事業年度又はその額を支給した日の属する事業年度においてその確定し、又は支給した額につき確定申告書において損金の額に算入した場合には、当該

法人により、退職給与が費用としての性質を有することが明らかにされたものと評価し、当該事業年度において、当該退職給与の額を損金として算入する途を開いたものと解されるのであるから、原告会社が単に平成12年3月期の確定申告において退職慰労金を未払金として計上したことのみによって同基本通達によって損金経理があったと評価することはできないとして排斥された事例

- (7) 国税通則法23条2項（更正の請求）の趣旨、目的に照らせば、原告会社がした更正の請求が適法なものとして是認されるか否かは、原告会社が退職慰労金を平成13年3月期において損金に計上しないで確定申告し、後に更正の請求という手段によって損金計上の実現を求めることが、申告時には予知し得なかった事情その他やむを得ないと評価できる後発的な事情に基づくものと評価することができるか否かという点を踏まえて検討する必要があるところ、原告会社としては、平成12年3月期における役員退職慰労金の損金計上の可否を訴訟において争うことはもとより、その主張が将来訴訟上認められない場合を慮って、更正処分後にした平成13年3月期の法人税の確定申告において、当該退職慰労金を損金に計上して確定申告することは十分可能であったというべく、これが不可能であったとか、著しく困難であったという事情は何ら認められず、原告会社としては、このような手段を講じていれば、仮に、平成12年3月期の損金算入が訴訟上否定されたとしても、少なくとも、平成13年3月期において当該退職慰労金を損金として算入するという結果を得ることができたといふべきであるから、本件について、国税通則法23条2項が更正の請求を認める場合として予定するような、申告時には予知し得なかった事情その他やむを得ないと評価すべき後発的な事情により更正の請求をした場合に該当するということは困難であるとされた事例
- (8) 国税通則法23条2項1号は、文言上、やむを得ない事情が後発的に生じたために当該更正の請求に至ったという限定的な解釈をすべき根拠は何ら見当たらないとの原告会社の主張が、同条2項3号は「その他当該国税の法定申告期限後に生じた前二号に類する政令で定めるやむを得ない理由があるとき」を掲げていることに照らしても、同条2項は、申告時には、予知し得なかった事態その他やむを得ないと評価できる事情が後発的に生じたことにより、当初の課税が実体的には不当になった場合における救済規定と理解すべきであるとして排斥された事例
- (9) そもそも、原告会社が問題とする平成12年3月期の確定申告に基づく課税と平成13年3月期の確定申告に基づく課税は課税の根拠を異にする別個のものである上、原告が退職慰労金を平成13年3月期において損金に計上するためには、平成12年3月期において未払金として計上することとどまらず、退職慰労金を平成13年3月期の確定申告において損金に計上して確定申告するという新たな行為が必要なのであるから、別件訴訟の確定判決により退職慰労金が平成12年3月期の損金として算入されない旨の判断が示されたとしても、そこから当然に、当該退職慰労金が平成13年3月期の損金として算入される旨の法的効果が導き出されることにはならず、そうすると、別件訴訟の確定判決が平成13年3月期の「課税標準等又は税額等の基礎となった事実に関する訴えについての判決」（国税通則法23条2項1号）に該当するものではないことはもとより、別件訴訟の確定判決によって「その事実が当該計算の基礎としたところと異なることが確定した」（同号）と認めることも困難というほかないとされた事例
- (10) 原告会社の更正の請求を認めないとすると、本来当然に損金に計上されるべき退職慰労金が課税関係に何ら反映されないことになって不当であるとの原告会社の主張が、たしかに、原告会社において別件訴訟における主張と矛盾する内容の確定申告をすることについて、躊躇ないし抵抗感を感じたとしても、それには、無理からぬ側面が存することは否定できないものの、平成12年3月期の更正処分を争う一方で、退職慰労金を平成13年3月期において損金に算入して確定申告するという手段

を採ることは容易であり、原告会社は上記手段によって平成13年3月期において退職慰労金を損金に算入するという法人税法上の効果を受することが十分可能であったと認められるところ、原告会社がこのような手段に出なかった以上、原告会社の更正の請求が認められないことにより、退職慰労金が損金に計上されないという結果になったとしてもやむを得ないといわざるを得ないとして排斥された事例

- (11) 更正すべき理由のない旨の通知処分が取消されるべきものを前提としてなされた原告会社の減額更正処分の義務づけの請求が（行政事件訴訟法3条6項2号、37条の3）、通知処分は適法であるから、上記義務づけの訴えはその前提を欠き、不適法であって却下されるべきであるとされた事例

### 判 決 要 旨

- (1) 訴えの追加的変更がされた場合、追加された訴えは新たな訴え提起にほかならないから、出訴期間の遵守の有無は、従前から存する訴えと追加請求された訴えとの間に存する関係から、追加された請求に係る訴えを当初の訴えの提起の時に提起されたものと同視し、出訴期間の遵守において欠けるところがないと解すべき特段の事情があるときを除き、訴えが追加された時を基準として決すべきである（最高裁昭和61年2月24日判決・民集40巻1号69頁）。
- (2) 省略
- (3) 内国法人が各事業年度においてその退職した役員に対して支給する退職給与の額を各事業年度の所得の計算上損金の額に算入するためには、当該事業年度において損金経理、すなわち、法人がその確定した決算において費用又は損失として経理することが要件とされているが、これは、役員に対して支給される退職給与には、過去の勤労に対する対価の後払（費用）としての性質にとどまらず、在職中の功労に対する報償（利益処分）という性質も含まれるため、使用人に対する退職給与の場合（法人税法36条の3）と異なり、特に、法人が当該事業年度において損金経理をし、退職給与が費用としての性質を有することを明らかにした額のみを損金に算入するという要件を課すことにより、退職給与に名を借りた利益処分がなされることを防止しようとした趣旨であると解される。
- (4) 法人税法36条等の趣旨、目的及びその内容に照らせば、内国法人が法人税法36条により役員に対する退職給与を損金に算入するためには、当該退職給与の額が確定した事業年度において損金経理をすることが必要であり、また、法人税基本通達9-2-20により損金経理をしたとの取り扱いを受ける場合であっても、当該法人が退職給与の額が具体的に確定する日の属する事業年度前の事業年度において未払金として計上したというにとどまらず、その後その退職給与の額が確定した日の属する事業年度又はその額を支給した日の属する事業年度においてその確定し、又は支給した額につき確定申告書において損金の額に算入したことが必要というべきである。
- (5)～(11) 省略

判	決
原告	医療法人A
上記代表者理事長	甲
上記訴訟代理人弁護士	山下 清兵衛
同	北村 美穂子
同	高垣 勲
被告	国
上記代表者法務大臣	鳩山 邦夫

処分行政庁	日立税務署長 桑原 和明
上記指定代理人	立野 みすず
同	村手 康之
同	中坪 敬治
同	清野 将史

## 主 文

- 1 本件訴えのうち、原告が、被告に対し、原告の平成12年4月1日から平成13年3月31日までの事業年度、平成13年4月1日から平成14年3月31日までの事業年度、平成14年4月1日から平成15年3月31日までの事業年度、平成15年4月1日から平成16年3月31日までの事業年度の各法人税について別紙1記載の減額更正処分をすることを求める訴えをいずれも却下する。
- 2 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は、原告の負担とする。

## 事実及び理由

### 第1 請求

- 1 日立税務署長が原告に対し平成16年5月21日付けでした、原告の平成12年4月1日から平成13年3月31日までの事業年度の法人税の更正処分（ただし、平成16年10月1日付け異議決定及び同月29日付け減額更正処分によりそれぞれ減額された額を超える部分に限る。以下同じ。）を取り消す。
- 2 日立税務署長が原告に対し平成16年5月21日付けでした、原告の平成13年4月1日から平成14年3月31日までの事業年度の法人税の更正処分及び過少申告加算税賦課決定処分（ただし、平成16年10月1日付け異議決定及び平成17年10月26日付け裁決によりいずれも一部取り消された額を超える部分に限る。以下同じ。）をいずれも取り消す。
- 3 日立税務署長が原告に対し平成17年2月1日付けでした、原告の平成12年4月1日から平成13年3月31日までの事業年度、平成13年4月1日から平成14年3月31日までの事業年度、平成14年4月1日から平成15年3月31日までの事業年度及び平成15年4月1日から平成16年3月31日までの事業年度の各法人税に係る更正の請求に対する更正をすべき理由がない旨の通知処分をいずれも取り消す。
- 4 日立税務署長は、原告の平成12年4月1日から平成13年3月31日までの事業年度、平成13年4月1日から平成14年3月31日までの事業年度、平成14年4月1日から平成15年3月31日までの事業年度及び平成15年4月1日から平成16年3月31日までの事業年度の各法人税につき、別紙1記載のとおり減額更正処分をせよ。

### 第2 事案の概要

（原告の平成11年4月1日から平成12年3月31日までの事業年度を「平成12年3月期」、平成12年4月1日から平成13年3月31日までの事業年度を「平成13年3月期」、平成13年4月1日から平成14年3月31日までの事業年度を「平成14年3

月期」、平成14年4月1日から平成15年3月31日までの事業年度を「平成15年3月期」、平成15年4月1日から平成16年3月31日までの事業年度を「平成16年3月期」という。)

本件は、医療法人である原告が、その理事の死亡に伴い支払った退職慰労金の額を平成12年3月期の損金に算入し、これにより生じた繰越欠損金の額を平成13年3月期及び平成14年3月期の各法人税の確定申告において損金の額に算入してそれぞれ確定申告したところ、処分行政庁である日立税務署長が上記平成12年3月期の損金算入は法人税法36条の要件を満たしておらず、繰り越されるべき欠損金額は存在しないことを理由に、平成13年3月期及び平成14年3月期の各法人税の更正処分及び平成14年3月期の法人税の過少申告加算税賦課決定処分をしたため、被告に対し、これらの各処分の取消しを求めるとともに、原告が、上記退職慰労金及び弔慰金を平成12年3月期の損金の額に算入すべきであるとして提起した訴えについて敗訴判決を受けたことを踏まえ、上記退職慰労金を平成13年3月期の損金の額に算入すべきであるとして更正の請求をしたところ、日立税務署長が国税通則法23条2項1号が定める更正の請求ができる場合に当たらない等として、更正をすべき理由がない旨の通知処分をしたため、被告に対し、この通知処分の取消しを求め、さらに、上記更正の請求の内容に従った減額更正処分をすることの義務づけを求めた事案である。

1 争いのない事実等（証拠等により容易に認められる事実は、末尾に証拠を掲記した。）

(1) 医療法人である原告は、理事である乙が平成11年8月20日に死亡し、理事を退任したことに伴う退職慰労金（以下「本件退職慰労金」という。）及び弔慰金を、同人の死亡日が属する平成12年3月期において未払金に計上して損金の額に算入した上、欠損金額を5134万9311円、翌期へ繰り越す欠損金額を5134万9311円として確定申告をした。

もともと、原告の役員規定によれば、役員に対する退職慰労金及び弔慰金は、社員総会の承認を経て支給されるものとされていたところ、本件退職慰労金及び弔慰金に係る社員総会が開催されたのは平成12年5月8日、本件退職慰労金及び弔慰金が支払われたのは同年6月10日であり、いずれも平成13年3月期中のことであった。

(甲1、2)

(2) 日立税務署長は、平成12年12月25日付けで、本件退職慰労金及び弔慰金は平成12年3月期においては未だ債務が確定しておらず、法人税法36条が定める損金算入の要件を満たさないことを理由に、原告に対し、同事業年度に係る法人税の更正処分及び過少申告加算税賦課決定処分をした。

(3) 原告は、上記(2)の各処分の取り消しを求める訴えを提起したが（以下「別件訴訟」という。）、水戸地方裁判所は、平成16年3月17日、本件退職慰労金及び弔慰金を原告の平成12年3月期の所得の金額の計算上損金の額に算入することはできないとして、原告の請求を棄却する旨の判決をし、その控訴審において東京高等裁判所は、平成16年9月14日、原告の控訴棄却の判決をし、同判決は同年10月7日に確定した（以下「別件確定判決」という。）。)

(4) 原告は、本件退職慰労金及び弔慰金が平成12年3月期の損金の額に算入されることを前提に、平成13年3月期及び平成14年3月期に繰り越される欠損金額が存

在するものとして、別表記載のとおり、平成13年3月期及び平成14年3月期の各法人税について、平成12年3月期の確定申告書に記載した翌期へ繰り越す欠損金額をそれぞれ繰越欠損金の当期控除額として損金の額に算入し、確定申告をした。

(5) これに対し、日立税務署長は、本件退職慰労金及び弔慰金が平成12年3月期の損金の額に算入されず（上記(2)）、したがって、原告が前提とする上記(4)の繰越欠損金額も存在しないことを理由として、平成16年5月21日付けで、別表記載のとおり、繰越欠損金の当期控除額を0円とする平成13年3月期及び平成14年3月期の各法人税の更正処分及び過少申告加算税賦課決定処分をした。

なお、日立税務署長は、原告の上記各処分に対する異議申立てを受けて、弔慰金については支払をした事業年度である平成13年3月期の損金の額に算入すべきである旨判断し、別紙のとおり、平成16年10月1日付けで平成13年3月期の法人税の更正処分の一部及び過少申告加算税の賦課決定処分の全部を取り消すとともに、平成14年3月期の法人税の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分の各一部を取り消す旨の異議決定をし、さらに、平成16年10月29日付けで、平成13年3月期の損金の額に算入する減額更正処分をした。

(6) 原告は、原告の平成13年3月期ないし平成16年3月期の各法人税について、別件確定判決により本件退職慰労金が平成13年3月期に支出したものであることが確定され、これらの各事業年度の法人税の税額の計算の基礎としたところと異なった旨主張して、国税通則法23条2項1号に基づき、別表記載のとおり、平成16年11月8日、平成13年3月期ないし平成16年3月期の各事業年度の法人税について更正の請求をした。

(7) 上記各更正の請求を受けた日立税務署長は、原告に対し、別表記載のとおり、平成17年2月1日付けで、上記更正の請求は国税通則法23条2項1号に該当せず、更正の請求ができる期間を徒過していること等を理由に、いずれも更正をすべき理由がない旨の通知処分をした（以下、合わせて「本件各通知処分」という。）。

(8) 原告は、平成17年3月31日、平成13年3月期の法人税の更正処分（上記(5)の異議決定及び減額更正処分後のもの）、平成14年3月期の法人税の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分（上記(5)の異議決定後のもの）並びに本件各通知処分の全部の取消しを求め、国税不服審判所長に対し審査請求をした。

(9) 国税不服審判所長は、平成17年10月26日付けで、平成13年3月期の法人税の更正処分に対する審査請求を却下し、平成14年3月期の法人税の更正処分及び過少申告加算税賦課決定処分の一部を取り消し、本件各通知処分に対する審査請求をいずれも棄却する旨の裁決をした（以下「本件裁決」という。また、上記(5)の異議決定及び減額更正処分を経た後の平成13年3月期の法人税の更正処分並びに上記(5)の異議決定及び上記裁決を経た後の平成14年3月期の法人税の更正処分を合わせて「本件各更正処分」といい、上記(5)の異議決定及び上記裁決を経た後の平成14年3月期の過少申告加算税の賦課決定処分を「本件賦課決定処分」という。）。

(10) 原告は、平成18年4月25日に本件各更正処分及び本件各通知処分の取消し等を求める訴えを提起するとともに、同年6月30日、本件賦課決定処分の取消しを求める訴えを追加（訴えの追加的変更）した。（当裁判所に顕著な事実）

## 2 関連法令の定め

### (1) 法人の役員に対する退職給与と損金算入に関する規定

法人税法（平成18年法律第10号による改正前のもの。以下、特に断りのない限り同じ。）36条は、内国法人が各事業年度においてその退職した役員に対して支給する退職給与の額のうち、当該事業年度において損金経理をしなかった金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない旨を定め、同法2条25号は、損金経理の意義について、法人がその確定した決算において費用又は損失として経理することをいうと定めている。

そして、これに関連して、法人税基本通達9-2-20は、法人が退職した役員に対して支給する退職給与の額につきその額が具体的に確定する日の属する事業年度前の事業年度において取締役会等で内定した金額を損金経理により未払金に計上した場合には、その未払金に計上した金額は損金の額に算入されないが、その後その退職給与の額が確定した日の属する事業年度又はその額を支給した日の属する事業年度においてその確定し、又は支給した額につき確定申告書において損金の額に算入したときは、その退職給与の額については損金経理したものとして取り扱う旨を定めている。

### (2) 更正の請求に関する規定

国税通則法23条1項は、納税申告書を提出した者は、同項各号の一に該当する場合には、法定申告期限から1年以内に限り、申告書に記載した課税標準等又は税額等につき更正すべき旨の請求をすることができる旨を定め、同条2項1号は、課税標準等若しくは税額等の計算の基礎となった事実に関する訴えについての判決により、その事実が当該計算の基礎としたところと異なることが確定したときは、同条1項の規定にかかわらず、その確定した日の翌日から起算して2月以内に、同項の規定による更正の請求をすることができる旨を定めている。

## 3 本件の争点

### (1) 本件賦課決定処分の取消しを求める訴えの適法性（本案前の争点）

上記訴えは出訴期間（行政事件訴訟法14条）を遵守したといえるか。

### (2) 本件各更正処分の適法性

本件退職慰労金について、原告が平成13年3月期の事業年度において法人税法36条の定める損金算入の要件を満たしたといえるか。

### (3) 本件各通知処分の適法性

別件確定判決を理由とする原告の更正の請求は、国税通則法23条2項1号が定める更正の請求をすることができる場合に該当するか。

## 4 争点に関する当事者の主張

### (1) 争点1（本件賦課決定処分の取消しを求める訴えの適法性）について

（被告の主張）

本件賦課決定処分の取消しを求める訴えは、平成18年6月30日に追加（訴えの追加的変更）されたものであるから、上記訴えに係る出訴期間の遵守の有無は、上記訴えの変更の時を基準として判断されるべきである。そして、国税不服審判所長は、本件賦課決定処分を含め、原告の審査請求に対する裁決を平成17年10月26日付

けでしており、原告は、そのころ、上記裁決があったことを知ったにもかかわらず、本件賦課決定処分の取消しを求める訴えは、上記裁決があったことを知った日から6か月間の出訴期間（行政事件訴訟法14条3項）を経過してから提起されたから、不適法な訴えである。

（原告の主張）

過少申告加算税は、本税に付加される附帯税の一種であるから、更正処分が取り消された場合には、過少申告加算税も当然にその課税根拠を失い、その納付義務が消滅するという関係にある。さらに、本件賦課決定処分の取消請求は、同事業年度における更正処分の違法を理由とするものであるから、本件各更正処分の取消請求と一体となるものである。そうすると、過少申告加算税賦課決定処分の取消請求に係る出訴期間の遵守の有無は、当初の本件各更正処分に係る取消訴訟の提起の時点で判断されるべきであるから、本件各更正処分に係る取消訴訟が出訴期間内に提起された以上、本件賦課決定処分に係る取消訴訟についても、出訴期間の遵守に欠けるところはない。

(2) 争点2（本件退職慰労金について、原告が平成13年3月期の事業年度において法人税法36条の定める損金算入の要件を満たしたといえるか）について

（被告の主張）

法人税法36条、2条25号は、内国法人が各事業年度において支給した退職給与について、当該退職給与を当該事業年度の確定した決算において費用又は損失として経理することを要件として、当該事業年度の損金の額に算入することを認め、法人税基本通達9-2-20は、具体的に確定する前に損金経理により未払金として計上した役員退職給与について、その確定し、又は支給した日の属する事業年度に確定申告書において損金の額に算入することを条件として、その退職給与の額については当該事業年度において損金経理したものとする旨の取り扱いを認めているが、これらの取り扱いは、いずれも、役員賞与との関連において、当該法人が報酬の後払として損金経理するとの意思決定を明らかにした金額のみを損金と認める趣旨に基づくものである。

原告は、平成13年3月期において本件退職慰労金を支給しているが、平成13年3月期の確定した決算において本件退職慰労金を費用又は損失として経理していないから、法人税法36条、2条25号により本件退職慰労金を損金と認めることはできない。また、原告は、本件退職慰労金を平成13年3月期の損金の額に算入して確定申告をしていなかったから、法人税基本通達9-2-20によっても、損金経理をしたとの取り扱いをすることはできない。そうすると、本件退職慰労金は、法人税法36条の「損金経理をしなかった金額」に該当するから、平成13年3月期の損金の額に算入される余地はなく、また、本件退職慰労金の額の一部が平成14年3月期に繰り越す欠損金額となる余地もない。

（原告の主張）

原告は、平成12年3月期の確定申告において、本件退職慰労金の全額を損金経理により未払金として計上していたから、本件退職慰労金を損金とする原告の意思は明確であり、役員賞与との関連において、当該法人が報酬の後払として損金経理するとの意思決定を明らかにした金額のみを損金と認めるという法人税法36条、2条25

号の趣旨を十分満たしていた。そして、役員に対する退職給与は、本来、役員給与の後払としての性格を有するものであるから、会計上は当然に損金として認められるべきものであるし、平成18年の改正法により法人税法36条による損金算入の要件から損金経理が削除されたこと等から明らかなように、損金経理の要件は単なる政策的なものにすぎないとみるべきであって、厳格に解釈適用されるべきものではない。

したがって、本件退職慰労金について、平成13年3月期において新たに損金経理を要求する合理的な理由はなく、当然に、同事業年度において損金に算入されるべきであるから、これを算入しなかった本件各更正処分は違法であり、本件賦課決定処分も違法である。

- (3) 争点3 (別件確定判決を理由とする原告の更正の請求は、国税通則法23条2項1号の更正の請求をすることができる場合に該当するか) について

(原告の主張)

ア 別件訴訟においては、平成12年3月期中に本件退職慰労金及び弔慰金が確定したか否かが争点となったところ、別件確定判決により、本件退職慰労金は平成12年3月期ではなく次事業年度である平成13年3月期に確定したことが明らかとされた。したがって、別件確定判決によって、本件退職慰労金は平成13年3月期の損金として算入されるべきことが確定したのであるから、別件確定判決が平成13年3月期の「課税標準等又は税額等の基礎となつた事実に関する訴えについての判決」(国税通則法23条2項1号)に該当することはもとより、別件確定判決によって「その事実が当該計算の基礎としたところと異なることが確定した」(同号)のであるから、原告の更正の請求は同号により認められるべきである。

イ 被告は、国税通則法23条2項の後発的理由による更正の請求は、納税者において、課税当時及び確定に至るまでの間、課税の基礎となつた事実と異なる事実及び権利を主張してこの事実を適切に争い、確定することができなかつた場合に限られるところ、本件はこのような場合に該当しない旨主張するが、このような主張は、「課税標準等又は税額等の基礎となつた事実に関する訴えについての判決」により、「その事実が当該計算の基礎としたところと異なることが確定した」場合には更正の請求を認める国税通則法23条2項1号の文言に反する解釈であって、租税法律主義に反する上、仮に、被告が主張するように原告の更正の請求を認めないとすれば、法人税法36条、法人税基本通達9-2-20により当然損金算入が認められるべき本件退職慰労金について、何ら損金算入が実現されないことになり、実体的な租税法律関係とかけ離れた課税が正当化されることになるばかりか、納税者である原告にとって著しく酷な結果となるから、誤りである。

(被告の主張)

ア いわゆる後発的理由による更正の請求(国税通則法23条2項)は、申告時には予知し得なかつた事態その他同条1項の期間内に適切な権利主張をすることができなかつたことにつきやむを得ない事由がその後において生じたため、遡って税額の減額等をなすべきこととなつた場合に、納税者の側からもその更正を請求しうることとして、納税者の権利救済の途をさらに拡充した制度である。このような趣旨に照らすと、国税通則法23条2項1号が適用されるのは、課税計算の基礎となつ

た事実が、後に判決等で異なる内容のものとして確定した場合というにとどまらず、そもそも、納税者において、課税当時及びこの確定に至るまでの間、この異なる事実及び権利を主張してこの事実を適切に争い、確定することができなかった場合に限り解すべきである。

原告は、平成13年3月期の法人税の確定申告をする時点において、平成13年3月期中である平成12年5月8日の臨時社員総会において本件退職慰労金の支払額が確定し、かつ、同年6月19日に支払われたとの事実を認識していた以上、平成13年3月期の確定申告において、本件退職慰労金の額を損金に算入して申告すれば、法人税法36条、法人税基本通達9-2-20により、損金経理をしたものとする取扱いを受けることが十分可能であった。それにもかかわらず、原告は、あえて、自らの判断で、本件退職慰労金を損金の額に算入しないで平成13年3月期の確定申告をしたのである。そうすると、本件は、そもそも、国税通則法23条2項が納税者の権利を救済することを予定していた場合には当たらないから、原告が同項1号により更正の請求をすることは許されない。

イ また、別件確定判決は、あくまで本件退職慰労金及び弔慰金が平成12年3月期の損金の額に算入することの適否について明らかにしたものにはすぎないから、原告の平成13年3月期の法人税に係る課税標準等の額又は税額等の計算の基礎となった事実関係が異なるものになったことを確定したものではない。よって、別件確定判決が、国税通則法23条2項1号の「判決」に該当しないことは明らかである。

ウ 仮に、本件について国税通則法23条2項1号の適用を是認し、かつ、別件確定判決が同号の定める「判決」に該当すると解するにしても、同号による更正の請求が認められるためには、その実体的要件として、法人税法36条、法人税基本通達9-2-20による損金経理が認められることが必要であるが、原告について損金経理が認められないことは上述のとおりであるから、いずれにせよ更正の請求が認められる余地はない。

エ このように、原告がした更正の請求は、国税通則法23条2項1号により更正の請求が認められる場合に当たらないから、本件各通知処分はいずれも適法である。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 争点1（本件賦課決定処分の取消しを求める訴えの適法性）について

被告は、本件賦課決定処分の取消しを求める訴えは、平成18年6月30日に訴えの追加的変更により追加されたものであるから、出訴期間を徒過しており、不適法である旨主張する。

**【判示(1)】** そして、訴えの追加的変更がされた場合、追加された訴えは新たな訴え提起にほかならないから、出訴期間の遵守の有無は、従前から存する訴えと追加請求された訴えとの間に存する関係から、追加された請求に係る訴えを当初の訴えの提起の時に提起されたものと同視し、出訴期間の遵守において欠けるところがないと解すべき特段の事情があるときを除き、訴えが追加された時を基準として決すべきである（最高裁昭和61年2月24日判決・民集40巻1号69頁参照）。

**【判示(2)】** そこで本件についてみるに、たしかに、原告が本件裁決を知ったのは平成17年10月26日ころのことであり、他方、原告が本件賦課決定処分の取消しを求める訴訟を提

起したのは平成18年6月30日であると認められる。しかしながら、原告は、本件各更正処分の取消訴訟については、出訴期間内である同年4月25日に提起している（上記第2の1(9)、(10)）ところ、そもそも、過少申告加算税は、附帯税の一つであり、更正があった場合等において、更正等に基づき納付すべき税額を基礎として算定され、賦課されるものであって（国税通則法65条）、過少申告加算税は更正処分を基礎としこれを前提として行われるものに他ならない。そして、本件において、原告が本件賦課決定処分を違法と主張する理由は、本件各更正処分につき本件退職慰労金が損金に算入されていないという点にあり、本件各更正処分を違法とする理由と全く同一の内容である。そうすると、このような両者の関係にかんがみれば、本件退職慰労金が損金に算入されていないという点を理由として提起された本件各更正処分の取消しの訴えは、単に本件各更正処分に対する不服の表明にとどまるものではなく、これらの処分に基づく附帯税として課された本件賦課決定処分に対する不服の表明としての性格も合わせ有するものというべきであるから、本件賦課決定処分の取消しを求める訴えは、出訴期間の関係においては、本件各更正処分の取消しを求める訴えの提起の時に提起されたものと同視することが相当であり、出訴期間の遵守において欠けるところがないと解すべきである。

2 争点2（本件退職慰労金について、原告が平成13年3月期の事業年度において法人税法36条の定める損金算入の要件を満たしたといえるか）について

**【判示(3)】**

(1) 法人税法36条、2条25号によれば、内国法人が各事業年度においてその退職した役員に対して支給する退職給与の額を各事業年度の所得の計算上損金の額に算入するためには、当該事業年度において損金経理、すなわち、法人がその確定した決算において費用又は損失として経理することが要件とされているが、これは、役員に対して支給される退職給与には、過去の勤労に対する対価の後払（費用）としての性質にとどまらず、在職中の功労に対する報償（利益処分）という性質も含まれるため、使用人に対する退職給与の場合（法人税法36条の3）と異なり、特に、法人が当該事業年度において損金経理をし、退職給与が費用としての性質を有することを明らかにした額のみを損金に算入するという要件を課すことにより、退職給与に名を借りた利益処分がなされることを防止しようとした趣旨であると解される。

そして、法人税法36条は、退職給与の額が各事業年度において費用として確定していることを前提とするものと解されるから、法人が、退職給与の額が具体的に確定する日の属する事業年度より前の事業年度において取締役会等で内定した金額を損金経理により未払金として計上した場合においては、本来、当該退職給与は当該事業年度において費用として確定しておらず、法人税法36条による損金算入は認められないことになりそうであるが、法人税基本通達9-2-20は、このような場合であっても、その後その退職給与の額が確定した日の属する事業年度又はその額を支給した日の属する事業年度において、その確定又は支給した額につき確定申告書において損金の額に算入した場合には、改めて、当該事業年度において損金経理をしなくても、損金経理があったものと取り扱う旨を定めている。しかし、この規定も、当該法人が退職給与の額が具体的に確定する日の属する事業年度前の事業年度において未払金として計上したという事実のみならず、その後、その退職給与の額が確定した日の属

する事業年度又はその額を支給した日の属する事業年度において、その確定又は支給した額につき確定申告書において損金の額に算入したという場合に限り、退職給与の額が確定し、又はその額が支給された当該事業年度において、当該法人によりそれが費用としての性質を有することが明らかにされたものと評価し、法人税法36条が求める損金経理がなされたものと取り扱うことにより、当該退職給与の額を損金として算入する途を開いたものと解される。

**【判示(4)】**

そうすると、このような法36条等の趣旨、目的及びその内容に照らせば、内国法人が法人税法36条により役員に対する退職給与を損金に算入するためには、当該退職給与の額が確定した事業年度において損金経理をすることが必要であり、また、法人税基本通達9-2-20により損金経理をしたとの取り扱いを受ける場合であっても、当該法人が退職給与の額が具体的に確定する日の属する事業年度前の事業年度において未払金として計上したというにとどまらず、その後その退職給与の額が確定した日の属する事業年度又はその額を支給した日の属する事業年度においてその確定し、又は支給した額につき確定申告書において損金の額に算入したことが必要というべきである。

(2) これを本件についてみると、上記争いのない事実等(上記第2の1(1))によれば、

**【判示(5)】**

本件退職慰労金が原告の社員総会において承認され、費用として確定したのは平成13年3月期であると認められるところ、原告はこの平成13年3月期の確定した決算において本件退職慰労金を費用又は損失として経理していないから、法人税法36条、2条25号により本件退職慰労金を損金と認めることはできない。また、原告は、平成12年3月の確定申告において本件退職慰労金を未払金として計上しているが、本件退職慰労金が確定した平成13年3月期において、原告は本件退職慰労金を平成13年3月期の損金の額に算入して確定申告をしていないのであるから(この点は、当事者間に争いが無い)、法人税基本通達9-2-20によっても、損金経理をしたとの取り扱いをすることはできない。

そうすると、本件退職慰労金は、法人税法36条の「損金経理をしなかった金額」に該当するから、平成13年3月期の損金の額に算入される余地はないし、したがって、本件退職慰労金の額の一部が平成14年3月期に繰り越す欠損金額となる余地もないというべきである。

**【判示(6)】**

(3) 原告は、平成12年3月期の確定申告において、本件退職慰労金の全額を損金経理により未払金として計上していた以上、本件退職慰労金について、平成13年3月期において新たに損金経理を要求する合理的な理由はなく、当然に、同事業年度において損金に算入されるべきである旨主張する。

しかしながら、そもそも、本件退職慰労金は、平成12年3月の確定申告の段階においては未払金として計上されていたにすぎず、原告の社員総会による承認も経ていない未確定のものであったから(上記第2の1(1))、そのようなものを法人税法36条による損金算入の対象と認めることはできず、原告が平成13年3月期において本件退職慰労金について損金算入の取り扱いを受けるためには、法人税基本通達9-2-20が求める手続きを履践する必要があったというべきである。

そして、上記(1)で説示したとおり、法人税基本通達9-2-20は、法人税法3

6条の趣旨を踏まえ、退職給与の額が具体的に確定する日の属する事業年度前の事業年度において未払金として計上したという事実にとどまらず、その後、その退職給与の額が確定した日の属する事業年度又はその額を支給した日の属する事業年度においてその確定し、又は支給した額につき確定申告書において損金の額に算入した場合には、当該法人により、退職給与が費用としての性質を有することが明らかにされたものと評価し、当該事業年度において、当該退職給与の額を損金として算入する途を開いたものと解されるのであるから、原告が単に平成12年3月期の確定申告において本件退職慰労金を未払金として計上したことのみによって同基本通達による損金経理があったと評価することはできない。

(4) そして、本件各更正処分及び本件賦課決定処分の根拠及び適法性に関する被告の主張は別紙2記載のとおりであるところ、本件全資料を総合しても、本件各更正処分及び本件賦課決定処分を違法とすべき根拠は見当たらないから、本件各更正処分及び本件賦課決定処分はいずれも適法というべきである。

3 争点3（別件確定判決を理由とする原告の更正の請求は、国税通則法23条2項1号の更正の請求をすることができる場合に該当するか）について

(1) 原告は、別件確定判決により、本件退職慰労金が平成12年3月期ではなく平成13年3月期に確定したことが明らかにされた以上、同判決は原告の平成13年3月期に係る「課税標準等又は税額等の計算の基礎となつた事実に関する訴えについての判決」（国税通則法23条2項1号）に該当し、かつ、これにより「その事実が当該計算の基礎としたところと異なることが確定した」（同号）から、原告がした更正の請求は同号により認められるべきである旨主張する。

(2)ア しかしながら、国税通則法は、「課税標準等若しくは税額等の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかつたこと又は当該計算に誤りがあつたこと」により納付すべき税額が過大である場合等において、法定申告期限から1年以内に限り、更正をすべき旨の請求をすることができる旨を定め（23条1項）、納税者の権利の保護を図ることとしているが、さらに、申告時には予知し得なかつた事情その他やむを得ないと評価できる後発的な事情が生じ、当初の課税が実体的に不当になった場合においても、納税者の権利救済を図る趣旨から、特に、同条1項の更正の請求の特例を設け、同条2項によって、納税者が更正を請求しうるものとしていると解される。このような国税通則法23条2項の趣旨、目的に照らせば、原告がした更正の請求が適法なものとして是認されるか否かは、原告が本件退職慰労金を平成13年3月期において損金に計上しないで確定申告し、後に更正の請求という手段によって損金計上の実現を求めることが、申告時には予知し得なかつた事情その他やむを得ないと評価できる後発的な事情に基づくものと評価することができるか否かという点を踏まえて検討する必要があるというべきである。

【判示(7)】

そこで、これを本件について検討するに、そもそも、原告に対しては、日立税務署長により、本件退職慰労金及び弔慰金が平成12年3月期の損金としては認められない旨の平成12年12月25日付け更正処分がなされていたのであるから、原告としては、平成12年3月期における本件退職慰労金の損金計上の当否を訴訟において争うことはもとより、その主張が将来訴訟上認められない場合を慮って、上

記更正処分の後である平成13年5月31日付けでした平成13年3月期の法人税の確定申告において、本件退職慰労金を損金に計上して確定申告することは十分可能であったというべく、これが不可能であったとか、著しく困難であったという事情は何ら認められない。そして、原告が平成13年3月期の法人税の確定申告において本件退職慰労金を損金に計上して確定申告していれば、原告が既に前事業年度である平成12年3月期において本件退職慰労金を未払金として計上していた以上、法人税法36条及び法人税基本通達9-2-20により、平成13年3月期において、本件退職慰労金の損金計上が認められる可能性は十分あったと認められるから、原告としては、このような手段を講じていけば、仮に、平成12年3月期の損金算入が訴訟上否定されたとしても、少なくとも、平成13年3月期において本件退職慰労金を損金として算入するという結果を得ることができたというべきである。

そうすると、本件について、国税通則法23条2項が更正の請求を認める場合として予定するような、申告時には予知し得なかった事情その他やむを得ないと評価すべき後発的事情により更正の請求をした場合に該当するということは困難というほかない。

**【判示(8)】** イ この点、原告は、国税通則法23条2項1号は、「課税標準等又は税額等の基礎となつた事実に関する訴えについての判決」により、「その事実が当該計算の基礎としたところと異なることが確定した」場合には更正の請求を認める旨の規定であつて、文言上、やむを得ない事情が後発的に生じたために当該更正の請求に至つたという限定的な解釈をすべき根拠は何ら見当たらない旨主張するが、同条2項3号は「その他当該国税の法定申告期限後に生じた前二号に類する政令で定めるやむを得ない理由があるとき」を掲げていることに照らしても、同条2項は、上記のとおり、申告時には予知し得なかった事態その他やむを得ないと評価できる事情が後発的に生じたことにより、当初の課税が実体的に不当になった場合における救済規定と理解すべきであるから、原告の上記主張は理由がない。

**【判示(9)】** (3) さらに、国税通則法23条2項1号の文言に即して検討してみても、そもそも、原告が問題とする平成12年3月期の確定申告に基づく課税と平成13年3月期の確定申告に基づく課税は、課税の根拠を異にする別個のものである上、上記2のとおり、原告が本件退職慰労金を平成13年3月期において損金に計上するためには、平成12年3月期において未払金として計上するにとどまらず、本件退職慰労金を平成13年3月期の確定申告において損金に計上して確定申告するという新たな行為が必要なのであるから（法人税法36条、法人税基本通達9-2-20）、別件確定判決により本件退職慰労金が平成12年3月期の損金として算入されない旨の判断が示されたとしても、そこから当然に、本件退職慰労金が平成13年3月期の損金として算入される旨の法的効果が導き出されることにはならないといわざるを得ない。

そうすると、別件確定判決が、平成13年3月期の「課税標準等又は税額等の基礎となつた事実に関する訴えについての判決」（国税通則法23条2項1号）に該当するものではないことはもとより、別件確定判決によって「その事実が当該計算の基礎としたところと異なることが確定した」（同号）と認めることも困難というほかない。

【判示(10)】 (4) 原告は、仮に、本件において原告の更正の請求を認めないとすると、本来当然に損金に計上されるべき本件退職慰労金が課税関係に何ら反映されないことになって不当である旨主張する。

しかしながら、たしかに、原告は、本件退職慰労金を平成12年3月期における損金として計上すべきである旨の主張をし、訴訟において争っていたのであるから(上記第2の1(2)、(3))、原告においてこのような主張と矛盾する内容の確定申告をすることについて躊躇ないし抵抗感を感じたとしても、それには無理からぬ側面が存することは否定できないものの、原告が平成12年3月期の更正処分を争う一方で、本件退職慰労金を平成13年3月期において損金に算入して確定申告するという手段を採ることが容易であったこと、原告はこれによって少なくとも平成13年3月期において本件退職慰労金を損金に算入するという法人税法上の効果を受用することが十分可能であったと認められることは上記(2)のとおりであって、原告がこのような手段に出なかった以上、原告の更正の請求が認められないことにより、本件退職慰労金が損金に計上されないという結果になったとしてもやむを得ないものといわざるを得ないのであるから、原告の上記主張は理由がない。

(5) そうすると、原告がした更正の請求は、国税通則法23条2項1号により更正の請求が認められる場合に当たらないから、本件各通知処分はいずれも適法というべきである。

【判示(11)】 そして、原告は、本件各通知処分が取り消されるべきものであることを前提として、減額更正処分の義務づけを請求しているところ(行政事件訴訟法3条6項2号、37条の3)、本件各通知処分は適法であるから、上記義務づけの訴えはその前提を欠き、不適法であって却下されるべきである(行政事件訴訟法37条の3第1項2号。)(なお、原告は、行政事件訴訟法3条6項1号、37条の2に基づくいわゆる非申請型の義務づけ訴訟として、上記義務づけを請求しているが、原告が求める本件退職慰労金の損金計上を実現するためには、本来、法人税法36条、法人税基本通達9-2-20による損金経理が求められており、原告がこの損金経理をしていれば本件退職慰労金の損金計上が認められる可能性が高かったと認められることは上記のとおりであるところ、原告は何らこのような手段を採ることなく上記義務づけの訴えを提起しているのであって、このような場合は「その損害を避けるため他に適当な方法がないとき」(行政事件訴訟法37条の2第1項)にも当たらないというべきであるから、いずれにせよ却下は免れない。)

#### 第4 結論

よって、原告の本件訴えのうち、被告に対し減額更正処分の義務づけを求める訴えは不適法であるからこれをいずれも却下し、その他の原告の請求は理由がないからこれをいずれも棄却することとし、訴訟費用の負担について行政事件訴訟法7条、民事訴訟法61条を適用して、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第3部

裁判長裁判官 定塚 誠

裁判官 中山 雅之

裁判官 進藤 壮一郎

## 別紙 1

事業年度	所得金額	納付すべき税額	繰越欠損金の当期 控除額	翌期へ繰り越すべ き欠損金額
平成12年4月1日乃至 平成13年3月31日	△273,219,293	△63,488	0	273,219,293
平成13年4月1日乃至 平成14年3月31日	0	△26,777	46,457,275	226,762,018
平成14年4月1日乃至 平成15年3月31日	0	△2,179	117,355,135	109,406,883
平成15年4月1日乃至 平成16年3月31日	0	△4,018	107,725,734	1,681,149

(別紙2)

本件各更正処分及び本件賦課決定処分の根拠及び適法性

1 本件各更正処分の根拠

(1) 平成13年3月期

ア 所得金額 △20万0493円

上記金額は、下記(ア)の金額に(イ)の金額を加算し、(ウ)の金額を減算した金額である。

(ア) 申告所得金額 0円

上記金額は、当事業年度の法人税の確定申告書に記載された所得金額である。

(イ) 繰越欠損金の当期控除額の過大額 1689万9507円

上記金額は、原告が当事業年度の確定申告において損金の額に算入した繰越欠損金の当期控除額であり、平成12年3月期から当事業年度に繰り越される欠損金が存在しないため、過大となっている繰越欠損金の当期控除額である。

(ウ) 弔慰金の損金算入額 1710万円

上記金額は、当事業年度において原告が支払った死亡退職した理事に対する弔慰金の金額であり、その性質が見舞金、福利厚生費、慰謝料等であって、当事業年度中に支払われていることから、当事業年度の損金の額に算入されるものである。

イ 納付すべき税額 △6万3488円

上記金額は、法人税法（平成14年法律第79号による改正前のもの。以下同じ。）79条1項に基づき還付される所得税額であり、当事業年度の法人税の確定申告書に記載された金額である。

ウ 翌期へ繰り越す欠損金額 20万0493円

上記金額は、法人税法57条1項に基づいて翌期へ繰り越す欠損金額であり、下記(ア)の額に(イ)の額を加算した金額である。

(ア) 平成12年3月期から繰り越された欠損金額 0円

上記金額は、平成12年3月期から繰り越された金額であり、平成12年3月期から当事業年度に繰り越される欠損金は存在しない。

(イ) 当事業年度において生じた欠損金額 20万0493円

上記金額は、当事業年度に生じ、翌期に繰り越される欠損金額であり、上記アの金額である。

(2) 平成14年3月期

ア 所得金額 4619万3294円

上記金額は、下記(ア)の金額に(イ)の金額を加算し、(ウ)の金額を減算した金額である。

(ア) 申告所得金額 1202万8588円

上記金額は、当事業年度の法人税の確定申告書に記載された所得金額である。

(イ) 繰越欠損金の当期控除額の過大額 3424万9311円

上記金額は、原告が当事業年度の確定申告において損金の額に算入した繰越欠損金の当期控除額3444万9804円から、上記(1)ウの当事業年度に繰り越された欠損金額20万0493円を控除した金額であり、過大となっている繰越欠損金の当期控除額である。

(ウ) 還付金等の益金不算入額 8万4605円

上記金額は、原告が益金の額に算入した、還付を受けた県民税利子割額2万1117円及び所得税額6万3488円の合計額であり、法人税法26条1項により益金の額に算入されない

金額である。

イ 納付すべき税額 1319万1100円

上記金額は、下記(ア)の金額から(イ)の金額を差し引いた金額(ただし、国税通則法119条1項により100円未満の端数を切り捨てた後のもの)である。

(ア) 所得金額に対する税額 1321万7900円

上記金額は、上記アの所得金額4619万3000円(ただし、国税通則法118条1項により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの)のうち、800万円については、法人税法66条2項及び経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成14年法律第79号による改正前のもの。以下「負担軽減法」という。)16条1項により100分の22の税率を、残額の3819万3000円については、法人税法66条1項及び負担軽減法16条1項により100分の30の税率をそれぞれ乗じて計算した各金額の合計額である。

(イ) 控除所得金額 2万6777円

上記金額は、当事業年度の確定申告に記載された控除所得金額である。

## 2 本件各更正処分の適法性

上記1のとおり、原告の平成13年3月期の納付すべき税額は△6万3488円、翌期へ繰り越す欠損金額は20万0493円、平成14年3月期の納付すべき税額は1319万1100円であるところ、これらの金額は、別表記載の本件各更正処分の各金額といずれも同額であるから、本件各更正処分はいずれも適法である。

## 3 本件賦課決定処分の適法性

上記2のとおり、平成14年3月期の法人税に係る更正処分は適法であるところ、原告は、平成14年3月期の法人税について、納付すべき税額を過少に申告していたものであり、納付すべき税額を過少に申告していたことについて、国税通則法65条1項が定める正当な理由は存しない。

したがって、原告に課されるべき過少申告加算税の額は、国税通則法65条1項に基づき、上記更正処分により新たに交付すべきこととなった税額1024万円(ただし、国税通則法118条3項により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの)に100分の10を乗じて算出した金額102万4000円と、国税通則法65条2項に基づき、上記更正処分により新たに納付すべきこととなった税額1024万9500円から期限内申告税額296万8377円を控除した残額である728万円(ただし、国税通則法118条3項により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの)に100分の5を乗じて算出した金額36万4000円との合計額である138万8000円となる。

## 4 本件賦課決定処分の適法性

上記3のとおり、原告に課されるべき過少申告加算税の金額は138万8000円であるところ、この金額は、本件賦課決定処分の金額と同額であるから、本件賦課決定処分は適法である。

以上

## 別表

区	分	年 月 日	所 得 金 額	納 付 す べ き 税 額	繰 越 欠 損 金 の 当 期 控 除 額	翌 期 へ 繰 り 越 す 欠 損 金 額	過 少 申 告 加 算 税	
平成 13 年 3 月 期	確定申告	平成13年5月31日	0	△63,488	16,899,507	34,449,804		
	更正処分等	平成16年5月21日	16,899,507	4,366,200	0	0	638,000	
	異議申立て	平成16年7月2日	全部の取消し					
	異議決定	平成16年10月1日	0	△63,488	0	0	0	
	減額更正	平成16年10月29日	△200,493	△63,488	0	200,493	—	
	審査請求	平成16年11月1日	全部の取消し					
	更正の請求	平成16年11月8日	△273,219,293	△63,488	0	273,219,293		
	通知処分	平成17年2月1日	更正をすべき理由がない旨の通知					
	審査請求	平成17年3月31日	通知処分の取消し					
審査裁決	平成17年10月26日	更正処分に対する裁決 却下						
		通知処分に対する裁決 棄却						
平成 14 年 3 月 期	確定申告	平成14年5月31日	12,028,588	2,941,600	34,449,804	0		
	更正処分等	平成16年5月21日	46,478,392	13,276,600	0	0	1,401,000	
	異議申立て	平成16年7月2日	全部の取消し					
	異議決定	平成16年10月1日	46,277,899	13,216,300	200,493	0	1,392,000	
	審査請求	平成16年11月1日	全部の取消し					
	更正の請求	平成16年11月8日	0	△26,777	46,457,275	226,762,018		
	通知処分	平成17年2月1日	更正をすべき理由がない旨の通知					
	審査請求	平成17年3月31日	通知処分の取消し					
	審査裁決	平成17年10月26日	更正処分に対する裁決 一部取消し					
46,193,294			13,191,100	200,493	0	1,388,000		
		通知処分に対する裁決 棄却						
平成 15 年 3 月 期	確定申告	平成15年6月2日	117,355,135	34,564,300	0	0		
	更正の請求	平成16年11月8日	0	△2,179	117,355,135	109,406,883		
	通知処分	平成17年2月1日	更正をすべき理由がない旨の通知					
	審査請求	平成17年3月31日	通知処分の取消し					
	審査裁決	平成17年10月26日	通知処分に対する裁決 棄却					
平成 16 年 3 月 期	確定申告	平成16年5月31日	107,725,734	31,673,400	0	0		
	更正の請求	平成16年11月8日	0	△4,018	107,725,734	1,681,149		
	通知処分	平成17年2月1日	更正をすべき理由がない旨の通知					
	審査請求	平成17年3月31日	通知処分の取消し					
	審査裁決	平成17年10月26日	通知処分に対する裁決 棄却					